

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成21年 6月12日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18520549

研究課題名（和文） 中国古代即位儀礼の研究

研究課題名（英文） The Study on the Ritual of the Enthronement in the Early Imperial China

研究代表者

松浦 千春 (MATSUURA CHIHIRO)

一関工業高等専門学校・一般教科人文社会系・准教授

研究者番号：50219383

研究成果の概要：中国古代の即位儀礼の原型を定義すれば「嗣立成王の儀礼」と「即位宣誓・臣事の儀礼」との二つの儀礼の組み合わせから構成される。ただし、春秋から漢初の事例には両者の時間的分離が認められる。禅譲儀礼も外辺部を構成する易姓の象徴化を別にすれば、中核の通過儀礼としての即位式自体は同内容である。王権継承の全体的象徴構造は天命の拠り所たる宗廟に保証されることをシンボライズし、「王朝国家」という存在を直接的に表徴する。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,400,000	0	1,400,000
2007年度	900,000	270,000	1,170,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	2,900,000	450,000	3,350,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：中国史・古代史・即位・儀礼・王朝国家・皇帝・禅譲・宗廟

1. 研究開始当初の背景

(1) 即位儀礼が王朝国家の儀礼体系の中心に位置することは自明であり、史学研究の分野において儀礼が問題とされた最初が漢代の即位儀礼に関してであったことは故なしとする。報告者は以前に、定説化した従来の「天子」・「皇帝」二重即位説が、史料の誤読を根拠とした幻想に過ぎないことを明証し、帝位継承の儀礼セットの構造をトータルに考える試みを行った。しかしながら、資料的な矛

盾や疑問点も数多く存在し、即位儀礼それ自体の構造と意味について、上述の知見を加味しつつ祖型からの変遷・周辺的儀節などをより深くとらえ直す必要があると判断した。

(2) 最近は、儀礼研究自体が中国史学においても定着し、テーマも多様化しつつある。それ自体は「儀礼そのもの」の研究としては、一見、深化しているように見えなくはない。しかし、一方で歴史学が何故に儀礼を対象と

するのか、必ずしも明瞭な意識が感じられないくらいも見受けられる。現実の儀礼の織りなす構造とその象徴を明らかにすることを通して、即位儀礼および帝位継承儀礼の関連構造を明らかにすることは、中国古代国家像を描く試みとしても、方法論としても、重要なアプローチと考えられた。

2. 研究の目的

(1) 王朝国家において即位儀礼は、王権および国家の正当性を表示する象徴の中心に位置する。本研究は、即位の儀式を中心とした帝位・王位の継承に関する全体的な儀礼構造と、それによって表徴される意味の論理構造とを分析し、それを通じて歴史的な変化を明らかにすること、さらにそれが王朝国家の祭祀・儀礼の体系においてどのような位置づけや関係構造にあるのかを解明する。その意味において本研究は、中国古代国家のイデオロギー表象としての「国家儀礼」の視点からなされる中国古代王朝国家論としての構想である。

(2) 本研究の目的及び主要な視点は概略次のとおりである。①即位儀礼を帝位（王位）継承に関する全体的儀礼のシリーズの中に位置づけ、その歴史的な変化をトレースし、國家儀礼の全体を視野におさめた即位儀礼の意味を明らかにする。②歴史的变化とその背景について、「聖所」・「政治空間」・「王権のレガリア」に焦点を当てながら考察する。③禅讓易姓革命における儀礼内容を王権論の視点から解読する。④中国古代即位儀礼の生成・変化に焦点を当て、特に「生きた」儀礼・「営み」としての儀礼の侧面を歴史的に解明する。

3. 研究の方法

(1) 本研究は基本的には、オーソドックスな文献史学研究である。①関連する先行研究

の収集・分析→②資料の収集・分析→③考察・総括という手順を、フィードバックを繰り返しつつ、史料批判・解説の深い層へ向かって開いていくという極めて古典的・伝統的手法である。ただし、従来哲学（経学）・民俗学的資料として扱われてきた対象を、歴史的な問題として解説するツールとする点、またそれを歴史的な対象として分析する事自体に多少の新鮮さはあろう。

(2) 本研究の方法論的アプローチとして重要な点は、儀礼シリーズ・象徴構造を、儀礼個々の個別性を越えたトータルな構造体として分析する視点である。これによって儀礼の復元という次元を越えて、儀礼を産出し、それによって象徴化しようとする歴史的な「意味的構造」を抽出・記述することが可能となると考える。

4. 研究成果

(1) 即位儀礼の祖型とその構造

「王朝国家」の儀礼的中心に存在しながら、周知の如く、即位儀礼について具体的に記述する史料は、極めて少なく、かつ断片的である。ただし、先行諸論が等しくみとめるように、それらが『尚書』頤命篇を典拠として構成されていたであろうことは正しいと考えられる。

『尚書』頤命篇は簡略にまとめると、〔A〕前王の死去→〔B〕即位式の準備→〔C〕冊命儀礼→〔D〕玉座に即いての臣下との対面、から構成される（〔D〕は古文では、「康王之誥」として独立しているが、今文では一体であるし、〔C〕の文頭「王麻冕黼裳」は〔D〕の末文「王釋冕、反喪服」と対応していること明らかで、内容的には一体と解すべきであり、何よりまして前漢中期以降の儀礼の実際は一体である）。即位儀礼そのものに相当する部分は〔C〕・〔D〕は明らかに二つの別種の儀礼であり、経書注釈学的には諸説ある

が、〔C〕は宗廟、〔D〕は正朝での儀式と解すべきと思う。考証を詳説するゆとりはないので、結論のみ述べるならば、〔C〕は祖靈臨在の神聖空間において先王からの冊命を拝受する通過儀礼であり、いわば「嗣立成王の儀式」（王権の再生）である。これに対し〔D〕は、初めて玉座に即いて臣下に謁見し、臣従を確認して、所信を表明する儀式であり、いわば「即位宣誓・臣事の儀礼」（国家の再生）である。前者が「王に成る」儀礼であるとすれば、後者は「王としての」儀礼であり、両者を経て、王の靈性と、王の国家との再生が象徴される。

以上の基本的儀礼構造が、前漢中期以降の王朝内継承の範型として受け継がれた。前漢時代の変化が儀礼の場としての宗廟の離脱と、補完的な謁廟儀礼の出現、そして葬喪儀礼との関係性によって変化したことは、かつて詳論したのでここでは省略するが、実はもう一つの問題として、「即位」の記述の対象に、二つの儀式の分離から生ずるブレが存在したと考えられるのである。次節にそれを述べる。

（2）二つの儀式と史料の記述

現代の考察者の視点が、通過儀礼としての「即位儀礼」に焦点を合わせるとき、上記〔C〕が注目されるのはある意味当然ではある。しかし、「即位」という語は〔C〕・〔D〕二つの儀式のどちらに結びつく表現であろうか。両者が完全に一体・一連の儀礼を成していれば問題は生じない。もし、（古文經典自体がそうであるように）分離することがあるとすれば、どうなるのか。

『春秋左氏伝』の「踰年即位」説は両者の分離によるものではなかったかと疑われ、また、春秋戦国～漢書の即位記述にはこの分離を示唆する記述（分離を前提とすると理解できる）が見られる。ほぼ明確な事例としては、

晋の悼公の場合であり、正月辛巳「嗣立成王の儀礼」（於曲沃の武宮＝宗廟）→二月乙酉「即位宣誓・臣事の儀礼」（於絳の宮殿）の過程を経て即位した、と考えられる。『史記』卷39晋世家は「辛巳、朝武宮。二月乙酉、即位。」と記述し、『春秋左氏伝』成公18年・『国語』卷13晋語も乙酉即位と記す。『左伝』は「即位于朝」とするから、絳の宮殿での儀式と考えられ、遡って文公即位について『史記』・『左伝』は「丙午、入于曲沃。丁未、朝于武宮、即位為晉君。是為文公。」とするから、「朝于武宮」は即位に必須の儀礼を示すと考えられる。よって先の如く解釈するのであるが、そうすると悼公「即位」の記述は〔D〕「即位宣誓・臣事の儀礼」について為されていることになる。そもそも、玉座はそれ自体が〈呪物〉であり、そこに南面できるのはただ〈王（皇帝）〉一者である。「即位（〈位〉に即く）」という語義自体は「即位宣誓・臣事の儀礼」にこそ適合的である。語としての「即位」を、〔C〕通過儀礼（嗣立成王の儀礼）と即同できない事例が、当該時期に関しては存在していたと考えられる。

『左伝』の「踰年即位」も、即位翌年正月の朝会が「即位宣誓・臣事の儀礼」を意味するものとして「公即位」と記された（魯国の儀礼パターンであったかもしれない）と考えると筋が通る。また、漢初の惠帝・景帝は、〔宗廟→朝堂〕で異日に二つの儀式を完結させたとしか考えられない。

（3）禅譲易姓の際の即位儀礼

王朝交替時の禅譲儀礼は、易姓という要素が加わっていることで、一見異質なものに映るが、皇帝位の委譲と、易姓革命の象徴とを整理することで、即位儀礼のコア自体は同様であることを確認しうる。

王莽による漢新禪譲劇は、意図的かつ執拗に堯舜禪譲伝説を模倣するものであった。舜の末裔としての王氏の家系の造作・西王母伝説の利用を始めとする自身の舜への同一化は、禪譲における象徴操作の中心をなしており、時期的には王莽が明確に篡奪を意識してから企てられたものと考えられる。

いささか物語じみた王太后と伝国璽のエピソードはそのままは信がおけないが、『漢書』卷99上、王莽伝上に記載する即位南面の儀式の直前の皇太后への拝謁の記事と合わせ考えるとき、「高祖の金策」の拝受と「即位南面」との間の皇太后拝謁の際に皇帝璽綬の伝達が行われたことを反映すると解釈すべきであろう。要するに、帝権の委譲はあくまでも冊書・璽綬の伝達にあったと解釈可能なのである。堯舜伝説に仮託した王莽の舜への自己同一化は、それを正当化するための象徴操作・演出であった。

ただし、王莽がその受命の象徴として利用した符命・瑞祥・予言は、漢魏禪譲の際にも重要な易姓革命の地ならしとなっており、また、漢魏禪譲においても儀礼の核心が璽綬伝達儀式であった点は、共通する事象である。つまるところ、禪譲革命においても「即位儀式」自体は王朝内継承とその根幹に関する相違は認められないであり、それを包含した一連の「禪譲プロセスの儀礼的パッケージ」が王朝の交替、言い換えれば天命の移行を象徴する、という構造である。

注意を要するのは次の点である。王莽が、堯舜禪譲の模倣的同化を象徴することに執着し、神話への自己満足的同一化におぼれたのに対し、曹丕の場合は、4度の禪詔→臣下の勧進といったパフォーマンスと、壇上に璽・冊を拝受して告代祭天の儀礼を行うページメント性とによって、極めて完成度の高い「禪譲劇それ自体を儀礼化」する様式と演出とを

構築した、という意味で、個々の儀礼的・象徴的要素を越えて決定的な相違があった。漢魏の禪譲は直接的な勧進のパフォーマンスだけでも半月以上の時間をかけて、禪壇が着々と築かれるのを横目にしながら、天・人ともにする推戴を演出する計画的なプランニングのもとに実現された。あえて、印象批評的に総括すれば、王莽が禪譲神話の実現に自己陶酔していたとすれば、曹丕は禪譲という現実を神話化する象徴のコーディネーターであつたのである。

(4) 皇太子監国と内禅

皇帝権の空白を極小化する措置として、北朝・隋唐以降には皇太子監国（皇太子による国事代行）および内禅（生前の皇帝位の譲位）が出現する。いずれも秦漢魏晋時代に前例のない事象である。両者の出現は時期的に重なり合うだけでなく、唐代には監国をへて内禅によって即位した例が少なくない。

皇太子監国は五胡十六国時代から散発的に見られるが、内禅は唐以前には北魏1例、北齊2例、北周1例のみである。さらにこの時期の内禅は、譲位の後も太上皇帝として至上権を保持した3例があり、この場合、実質的には帝位継承権者による監国の恒常化とも見なし得る。唐代では内禅は4例（中宗を数えれば5例）であるがいずれも政治的な非常事態によって生じている。特異かつ特徴的なケースとして睿宗→玄宗の場合には、〔皇帝→皇太子監国（六品以下の叙任）〕→〔太上皇帝→皇帝（三品以下の叙任）〕→〔太上皇帝→皇帝（全権）〕という3段階を経て内禅が完結したことを諸史料から復元できる。

史料解読を積み重ねることで、大要、次の諸点を明確にできた。
①唐代では初期から皇太子の地位安定のためと見られる頻繁な監国が行われ、後半には皇帝死去直前の皇帝権委

譲に収斂し、皇太子監国の詔が帝位繼承に必須の手続きとして組み込まれていった。前半期の典型的な監国の姿を、高宗の最初の皇太子李弘のライフサイクルと併せて示すと以下のようであった。

- 〔656年〕 正月 立太子（5才）
- 〔659年〕 十月 加元服（8才）
- 〔同 年〕 閏十月 高宗幸東都、皇太子監国
- 〔662年〕 十月 高宗幸溫湯、皇太子監国
- 〔663年〕 二月 高宗繫囚を臨問し、不尽
 を皇太子が録す
- 〔668年〕 二月 皇太子釈奠（17才）
- 〔671年〕 正月 高宗幸東都、皇太子監国
- 〔672年〕 十月 皇太子監国（東都から帰
 還のための措置）
- 〔673年〕 十月 納妃（22才）
- 〔675年〕 四月 喪ず（24才）

②監国は本義的には皇帝権執行権限の空白の回避もしくは予防措置（の儀礼化）であるが、唐代末期の諸帝においては皇帝死亡時の全き形式となりはてている。換言すれば、形骸化していること自体が、唐朝の故事として定着したことを物語る。しかしながら帝位繼承の不安定化という該時期の現実からすると、本来、帝位繼承権者たる皇太子に皇帝代行権をさらに明示的に付与する形式性の過剰に注目すべきであろう。史的現実において、形式の過剰は、往々にして内実なき「コンプライアンス不況」に過ぎない。熱心とアリバイとの差は紙一重、もしくは形式性のみによっては判別不能、なのである。

③内禅はあくまで「皇帝位」を問題としており、その際、至上権を前帝が保持するケースには「太上皇帝」を称する。即位儀礼の核心が璽・冊の伝達にあることは通常の即位儀礼と同様である。北魏獻文—孝文の場合、皇帝権に関しては皇帝が一応庶政を統べるが、太上皇帝は「萬機大政」裁決権とやや曖昧なが

らも軽重の範囲を想起させる分有が示されており、また唐睿宗—玄宗の場合にはより明瞭に権限の範囲が指定されていた。行使権限であればこそ外在化・物象化されてしまえば分割も可能になる。〈太上皇帝—皇帝〉なる形式の出現は、こうした意味で「唯一的皇帝の危機」に他ならないわけであるが、その際にも皇帝権限の（一部的）分割ということはあり得たが、「天子（の権限）」と「皇帝（の権限）」に分離することはなかった。また、天子と皇帝の相違をあげて問題とする言論は見られない。皇帝の亀裂から天子の別の顔がのぞくことはないのである。それが、史的事実であり、事実が解き明かす象徴体系である。このことは、中国古代皇帝権の特質として、祭祀権と政治権とは不可分的一体性を保持していたことを示唆する。これは「皇帝位」と「天子位」との二重即位説を否定する傍証でもある。

（5）おわりに

最近、一部に「天子即位」と「皇帝即位」との二段階即位説が蒸し返されているが、体系的・構造的な視点からは支持される所がないようである。上述した如く、①皇帝（王）位と天子位との分離独立を明確にする史料はなく、②かつて、二つの即位儀礼と見なされたものは皇帝即位の2段階の儀式である。また、③「皇帝」・「天子」の二重性を映す史料の「記述」は、管見の限り両者の同一ゆえに生じている「表記・表現」の問題であり、誤解を恐れず簡潔に述べるなら、皇帝という正規の称号と権威的性格（天子）に由来して記されているだけであり、統治面・祭祀面どちらにも時々に、同一記述者によって通用されているのが一般的である。たとえば、『史記』卷八高祖本紀注引『史記集解』に「蔡邕曰、「上古天子稱皇、其次稱帝、其次稱王。

秦承三王之末、為漢驅除、自以德兼三皇・五帝、故并以為號。漢高祖受命、功德宜之、因而不改。」と見えるように天子が採る君主号が王であり、皇帝であるというのが一般的な認識であった。天子に即位した上で、異なる性格・存在の皇帝に（もしくは皇帝から天子へと）別個に即位する必要があったとする理念は存在せず。そうであるかのように指摘されてきたのは断片的な史料表記上の通用を誤解するか、上述の二つの儀礼の構造と意味が曖昧に捉えられたかのどちらかだと説明可能である。

むしろ重要な事実は、王権の正統を示す「天命」は個々の皇帝そのものに個別に内在するよりは（引き継ぐのではあるが）、受命者を起点・中心とした「家」・「宗廟」に在るのであり、それ故に「王朝国家」は存在の正当性を担保され、その正統体系を象徴化する祭祀・儀礼が国家の根幹に関わる重大事と認識された（世襲王権の正当化と天人相関的天命観との象徴的合理化という意味で）、ということである。換言すれば、受命者たらざる後継者が天命を継承しうる正当性のシンボライズと理念化こそが「王朝国家」存立のレゾンデートルであったという事実である。

王権およびその継承体系の史的な現実こそ「意味」として抽出されるべき対象であり、本報告は、かかる視点から即位儀礼の根幹的な部分について明確化したものである。ただし、その「意味」は体系的な全体とその表現それ自体であるからは、ここで端的な結論の如くに、まとめることは困難である。ご海容を賜りたい。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 3 件）

- ①松浦千春、『尚書』顧命篇を通して見た中國古代の即位儀礼、『一関工業高等専門学校研究紀要』第 41 号、58-70 頁、2007 年、無
- ②松浦千春、王莽禪讓考、『一関工業高等専門学校研究紀要』第 42 号、27-38 頁、2008 年、無
- ③松浦千春、皇太子監国考、『一関工業高等専門学校研究紀要』第 43 号、30-52 頁、2008 年、無

〔学会発表〕（計 0 件）

〔図書〕（計 0 件）

6. 研究組織

（I）研究代表者

松浦 千春 (MATSUURA CHIHARU)

一関工業高等専門学校・一般教科人文社会系・准教授

研究者番号：50219383